

登学を必要とする対面による授業の受講について

登学を必要とする対面による授業において、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策のため、以下のフローチャートに従い授業を受講してください。

【登学前】

- ① 検温
- ② 体調確認

【①及び②において、以下に当てはまる場合】

- ① 37.5℃以上の発熱がある場合
- ② 風邪に似た症状がある場合
- ③ 味覚異常、嗅覚異常がある場合

【その他による体調不良】

通常の手続きに従い、「欠席届」を提出してください。
→ 《1》へ

【発熱、体調不良
がみられない】

『自宅療養』となりますので以下に従い、手続きを行ってください。

(A) 教務課に以下の事項を記載したメールを送信してください。

- (a) 学籍番号
- (b) 氏名
- (c) 欠席事由

以下のいずれの事由による欠席なのか「番号」を記載してください。

- ① 37.5℃以上の発熱がある
- ② 風邪に似た症状がある
- ③ 味覚異常、嗅覚異常がある

(B) 受付は該当する日のみとなります。原則、該当する日を超えての受付はいたしません。

※『自宅療養』となり、授業を受講できなかった場合は「欠席」とはなりません。

大学連絡用
メールアドレス
QRコード



発熱等

【症状に改善がみられない場合】

症状に改善がみられない場合は、【資料④】「新型コロナウイルス感染症が疑われる場合について」を参照し、対応してください。

《1》【自宅等における授業内容の学修】

「自宅療養」及び「欠席届の提出」となった授業科目の授業内容は、自宅等において、該当する授業科目ごとに指定された方法により学修を行う。
「自宅療養」及び「欠席届の提出」となった授業科目の欠席連絡は、学生各自が該当する授業科目の担当教員にMy TGU.netを利用して連絡する。

自宅での学修は成績評価の対象となります。

【登学後】※体調不良の場合

- ① 検温
- ② 体調確認

【発熱等がみられない】

【登学の目安について】

『登学の目安』は、解熱剤を使用しないで解熱(37℃未満)が確認でき、または、症状が改善して、それが48時間以上継続した状態とします。

授業の受講